

令和2年鞍手町議会第3回臨時会会議録（第1号）						
令和2年5月20日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年5月20日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年5月20日 午後5時54分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会 議 録 署 名 員	5	新 谷 留 晴		6	篠 原 哲 哉	

職 務 席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出 欠	議 会 事 務 局 次 長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会 計 課 長	友 澤 和 子	出 欠
	教 育 長	栗 田 ゆ かり	出 欠	建 設 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
	総 務 課 長	三 戸 公 則	出 欠	政 策 推 進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	福 祉 人 権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税 務 住 民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上 下 水 道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	筒 井 英 和	出 欠	教 育 課 長	古 後 憲 浩	出 欠
	保 険 健 康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和2年第3回鞍手町議会臨時会議事日程

5月20日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第31号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第32号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第33号 専決処分の承認（鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第34号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第35号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第36号 専決処分の承認（令和元年度鞍手町一般会計補正予算 第7号）
- 日程第9 議案第37号 専決処分の承認（令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算 第1号）
- 日程第10 議案第38号 専決処分の承認（令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第11 議案第39号 専決処分の承認（令和2年度鞍手町一般会計補正予算 第1号）
- 日程第12 議案第40号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第41号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第42号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）

令和2年5月20日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和2年第3回鞍手町議会臨時会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において5番議員 新谷留晴議員及び6番議員 篠原哲哉議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第31号から日程第5 議案第33号までの3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第31号から日程第5 議案第33号までの3件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付けで専決処分しました一部改正条例の承認でありますので、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第31号は、専決第3号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課すことが出来る措置等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和2年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町税条例等の一部を同年3月31日付けで専決処分により所要の改正を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。

次に日程第4 議案第32号は、専決第4号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び軽減基準額の見直しを内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が、令和2年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町国民健康保険税条例の一部を同年3月31日付けで専決処分により所要の改正を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。

次に日程第5 議案第33号は、専決第5号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴い、鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を同年3月31日付けで専決処分により所要の改正を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。

以上が、日程第3 議案第31号から日程第5 議案第33号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第31号について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

町長の説明では、所有者が不明の場合にそこを使っている、住んでいるとか、使用している方に固定資産税を課するということですがけれども、鞍手町で該当する方がおられるのか、おるとすれば何件ぐらいあるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

鞍手町におきましては、今のところそういう案件は上がっておりません。

空き家がほとんどになっていますので、所有者と使用者が違うような家というものは今のところございません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第32号について、質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回また毎年ですが、限度額を上げるということですが、例えば、モデル世帯と言われていた4人家族で限度額に到達するには、収入で言えばどのくらいになるのかというのを教

えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

4人世帯で申し上げますと、所得では669万6千円以上、これを給与収入に直しますと877万円となります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

軽減の基準額が引き上げになっています。これによって国保税が減額される方が何人かいらっしゃると思いますが、大体何人ぐらいいらっしゃって、どのくらいの引き下げになるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

5割軽減となるのは542世帯の内5世帯、増になっております。金額といたしましては15万9,090円、2割軽減が329世帯となり、11世帯の増となっております。その分で195,580円軽減額が増えております。

介護納付金の方は、5割軽減が182世帯となり、1世帯該当します。10,020円軽減額が増えております。2割軽減が105世帯となり、5世帯が該当しております。金額といたしまして1万9,400円となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第32号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第32号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第33号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第33号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第34号及び日程第7 議案第35号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第6 議案第34号及び日程第7 議案第35号につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第34号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、鞍手町税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に日程第7 議案第35号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被保険者に対して傷病手当金を支給するため、鞍手町国民健康保険条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第6 議案第34号及び日程第7 議案第35号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第34号について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

税金の徴収猶予ということですが、これ自体町民に周知の方はされているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

住民への周知につきましては、5月の広報に載せております。そして今度6月の広報にも徴収猶予の関係は載せる予定でございます。

そして、後はホームページ等で周知を図っていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

広報、ホームページ等で周知を図るということですが、実際どうすれば徴収猶予が受けられるのかとか、苦しくて期日まで払えませんとかという方の相談というのはどういうふうになっていますか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

5月になってはまだございませんが、4月の当初の方で2件ほど、国がこういうことを発表したときに、そういうことを聞いたのですがということでは来られた方もいらっしゃいます。今のところは2件です。最近はまだございませんので、今度広報等に載り、周知した時にはまた来られると思いますので、丁寧な説明をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第34号は総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第34号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第35号について質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

これは傷病手当の創設の件であると思いますが、第2条に給与等と書いていますが、この等の中には何が含まれるのか。というのは、具体的にはフリーランスの方、給与等というのは非正規の方、パートの方とかが想定されていると思いますが、等とありますから自営業の方とかフリーランスの方が含まれているのかどうかお尋ねしたいと思えます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

この給与等につきましては、その第2条に書かれていますように、所得税法の第28条第1項に規定する給与等をいいます。この分は、いま西藤議員が言われましたように、一般の事業所からいただく給与、それから青色専従者給与を貰われている方、白色の専従者給与を貰われている方等が該当することになります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第35号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第35号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第36号から日程第11 議案第39号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第8 議案第36号から日程第10 議案第38号までの3件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年3月31日付けで、日程第11 議案第39号につきましては、同法同項の規定に基づき令和2年5月1日付けで、専決処分しました補正予算の承認でありますので、一括して提案説明を申し上げます。

日程第8 議案第36号は、専決第6号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算第7号の承認であります。

本議案は、地方譲与税、税関連交付金、地方交付税のうち特別交付税、国・県支出金などの歳入の確定や歳出の執行残の減額等により、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、

歳出では、主に事業費の確定に伴う減額を行っており、2款 総務費では、ふるさと納税推進費において、令和元年度ふるさと寄附金が1,627万6千円で確定したため関連費用5,225万2千円の減額を、また3款 民生費では、障害福祉サービス費の扶助費において、通所系サービス給付費の利用件数が見込みほど伸びなかったことにより1,229万円の減額を、同じく3款 介護保険事業費において、構成団体の負担金が減少したことから介護保険広域連合負担金1,979万4千円を、同じく3款 私立保育所費の私立保育所施設型委託料において利用者数が当初の見込みより少なかったため2,000万円を減額しています。

また、6款 農林水産業費では、水田農業担い手機械導入支援事業費において当初9件で見込んでいた県の補助事業が5件の事業採択になったため2,040万8千円を減額するものであります。

一方、歳入では、11款 地方交付税のうち特別交付税の確定による追加や、15款 国庫支出金、16款 県支出金の確定による追加又は減額を、18款 寄附金のうち指定寄附

金では、歳出でも述べましたが、ふるさと寄附金の確定により減額を行っております。

これらの要因により生じた財源余剰額は、職員退職手当基金繰入金 8, 200 万円を減額するとともに、財政調整基金 1 億 8, 456 万 9 千円を減額することにより、歳入歳出予算を調製しております。

これにより、歳入歳出それぞれ 3 億 5, 021 万 4 千円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 75 億 8, 286 万 2 千円として、3 月 31 日付けで専決処分を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。

次に日程第 9 議案第 37 号は、専決第 7 号 令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第 1 号の承認であります。

本議案は、償還者の返済額減少により、歳入において貸付金回収金 2 万円を減額、それに伴い、歳出において一般会計繰出金 2 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68 万 7 千円として 3 月 31 日付けで専決処分を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。

次に日程第 10 議案第 38 号は、専決第 8 号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号の承認であります。

本議案は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ 2, 501 万 8 千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 8 億 9, 474 万 6 千円として 3 月 31 日付けで専決処分を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。

次に日程第 11 議案第 39 号は、専決第 9 号 令和 2 年度鞍手町一般会計補正予算第 1 号の承認であります。

本議案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う、町民一人当たり一律 10 万円を給付する特別定額給付金に要する経費について、迅速に対応するため 5 月 1 日付けで専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、2 款 総務費 特別定額給付金給付費として事務費等を含めて 15 億 9, 867 万円の関連予算を計上しております。

歳入では、国庫補助金 15 億 9, 867 万円を計上し、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ 15 億 9, 867 万円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ 98 億 573 万 6 千円として、5 月 1 日付けで専決処分を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。

以上が、日程第 8 議案第 36 号から日程第 11 議案第 39 号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第 36 号について、まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の 42 頁をお開き下さい。

1 款 議会費及び 2 款 総務費について、42 頁から 67 頁まで質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

55頁のふるさと納税推進費ですが、5千万円ほど減額ということになっていますが、この主な理由についてどういうふうに考えていますか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

令和元年度のふるさと寄附金につきましては、1,627万6千円ということでした。これの要因につきましては、前年度につきましては、ふるさとチョイスのネット決済の方を導入したことにより増額というふうなことになるのですが、昨年度につきましては、ふるさとチョイスとふるさとプラスの関係で若干減額になったというふうな形で考えております。ただし、今年度につきましては「さとふる」の導入を検討しておりまして、この分でふるさと納税の寄附の向上に持って行きたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、66頁から103頁まで質疑はありませんか。
宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

71頁、提案説明でもありましたが、障害福祉サービスの利用者が減ったということで、これについてはコロナの関係とかということも関係あるのでしょうか。どういうふうに分析されたのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

障害福祉サービス費の1,200万円減額の主なものといたしまして、通所系サービスの給付費の減が上げられます。これの減額となりました要因といたしましては、その中身、生活介護費の伸び率の減、当初は伸び率1.09で当初予算計上しておりましたけれども、その実績が1.06程度になったと。それと自立訓練費の伸び率、これも1.09で見込んでおったものが0.04という実績であったと。これが大きな要因でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費まで、102頁から127頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から13款 諸支出金まで、126頁から159頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から41頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

85頁の私立保育所費ですが、施設型委託料2,000万円減額ということなんですが、まずこの中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

私立保育所施設型委託料の2,000万円の減額につきましては、減額となった理由といたしましては、私立保育所による入所児童が当初の見込みよりも少なかったということが大きな原因でございます。

当初予算時では、大体月の児童数を222人、これの12月で2,664人程度を見込んでおりましたけれども、実績といたしまして2,562人に留まったと。これが原因で2,000万円が減額になったということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

入所された児童が少なかったということですが、待機児童がいますね。これとの関係ではどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

公立保育所に限らず、私立の保育所に関しましても保育士の不足ということで入所児童が減っているということが1つの要因として上げられます。従ってこの2,000万円の減額、この児童数というのは保育士不足による対象児童の発生というふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

栗田議員。

○9番 栗田 美和君

六田川関連のところですか。設計測量委託料が250万円マイナスになっていますが、どこかの所のどういう形の設計を頼む予定だったのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

今回250万円上げていたのは、昨年の継続部分の平面図の作成になります。2回に分けて今回2回目の平面の測量設計を上げていましたが、今年度福岡県が平成30年7月豪雨と、現六田川改修計画との対応可能性及び妥当性の検証を行うため調査委託をしていますので、今回測量設計を見送ったということになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第36号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第36号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第37号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第37号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第37号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第38号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第38号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第39号について、まず歳出について質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開き下さい。

2款 総務費について、10頁から13頁まで質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

19 特別定額給付金といった金額が上がっていますが、おそらく今の人口が1万5,754名ということでこの金額になっていると思いますが、その確認をさせていただきたいというのと、実際の世帯数を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、4月27日が基準日となっております、世帯数が7,497世帯、人数が1万5,754人となっております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと、この申請書の配布等は既に終わっているというふうに思いますが、今言われた世帯数分が配送されているといったことだと思います。従って、その全世帯に本当に行き渡っているのかというのが懸念されるわけですが、いま現在役場の方に返送等で返って来ているものについて何件ぐらいあるのか、件数と率等でお答えいただきたいと思います。それから率で把握されていなかったら件数だけでもかまいません。

それと申請書の内容で不具合のあるものが実際にどの程度不具合で支給が出来ないのか、そういった申請書の内容が不具合によって支給が出来ないような内容のものがあったのか、なかったのかも教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、発送についてですが、先程申しました4月27日現在の基準日における世帯数7,497世帯に対しまして申請書の作成、封入作業等を行いまして、5月7日に発送しております。その発送件数につきましては、7,451世帯でございます。この差44件につきましては、まだ発送が確定しない、例えばDV世帯でありますとか、成年被後見人、それから乳児院に入所者等、県等々また対象となる市町村との協議等を行いまして、その分については一部まだ発送が出来ていない部分があります。

ただ、5月7日に発送しました7,451世帯の内、宛名が郵便局に返って来た分が45通返って来ています。この分につきましても4分の1につきましてもは、既に連絡等が付きまして発送が完了しています。残りが4分の3残っているという状況でございます。

それと、申請書の中で不具合等があったものにつきましてもは、その世帯主の方に直接お電話をして確認をして給付が出来るようになっていきます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

いろいろと対応はされていると思いますが、一番気になるのが独居の老人の方、若しくは老人世帯の方でいま現在何件ほどの何世帯がその申請書を送付されているか、申請済みの件数というのが分からないけれども、これは申請期間が3ヶ月しかありませんね。

既に今日は5月20日です。この申請期間というのが、もうほぼ1ヶ月程度が終わろうとしています。この間に申請されていない方、郵送等の申請されていない方で、今後その方々に申請を促すというようなことも努力が必要ではないかというふうに思っております。特に、老人世帯の方々に対しての申請の説明なり、申請するように促すなりという努力というのは必要不可欠だと思うのですが、その辺は役場としてどのように対応しようかというふうな考えなのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、現状をお答えしたいと思います。

5月7日に発送しました7,451世帯の内、まず第1回目の入金につきましてもは、18日にデータを作成して明日振り込まれるようになっていきます。その件数につきましてもは、2,756世帯、6,033名分が明日第1回目振り込まれるようになっていきます。

そして、今日の午前中までに役場の方に届いています申請書につきましてもは、7,497世帯の内6,047世帯、約80.66%が既に役場の方に到着しております。そして第2回目の給付につきましてもは、第2回目を来週の28日に振り込むように手続きをしております。振り込みますと約8割以上は給付は完了することになっていきます。

残りの2割につきましてもは、いま議員さんがおっしゃいますように、今後この申請状況を見て、申請がまだされていない方につきましてもは、周知なりを行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この件につきましてもお尋ねします。

生活保護世帯については、この10万円の給付金は収入認定しないということになっているでしょう。結局基準に問題がかかって来るから、それで私は思うのですが、小さいお子さんがたくさんいらっしゃる所はかなりの額になって来ます。そういう家庭がもし預貯金をした場合、結局小さい子どもさんですからすぐに使わないということで、もし預貯金をした場合に、これがどういう扱いになるのだろうかという不安があって質問しています。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

あくまでもこの給付金については収入にはならないというふうな取扱いという形で国からも通達が出ておりますので、その後の取扱いについても収入にならないということで判断されるのだと思いますので、それが預貯金になっても、そこはあくまでも元は給付金であるならば収入にはならないと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

その預貯金を、これは給付金であるという判断を簡単にしてくだされればいいのですが、もし問題になるということがあったら。そういう基準とかをはっきりして、生活保護世帯の方には収入認定にはならないのだということと、例えば、預貯金を一時的にしても、それはこういうことが明らかであれば収入認定にならないというようなことを周知徹底していただく必要があるのではないかなと思っておりますがどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

私の方からお答えいたします。

今、西藤議員がおっしゃいました定額給付金などの生活保護世帯への給付につきましては、令和2年の5月1日付けで厚労省の方から通知が来ております。

いま、おっしゃいましたように、特別定額給付金に加えまして子育て給付金などもあるかと思えます。これも全て収入認定はしないようにという国からの通知が来ております。

本町の場合、生活保護に関しては全て福岡県の方がそういう事務等を行っておりますので、福岡県がそういうふうな預貯金に関して特別な扱いをして、他の市町村との足並みが違うようなことをやらないような、こちらからの要望といいますか、話はしたいというふうに思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今の収入認定の問題ですが、よく聞くのは、一人親家庭で本人自体がこれは収入に上げないといけないと思いついでいたら、非課税世帯が課税になると、母子の医療だとかいろいろなものが制限がかかってくる、それを心配して給付金の申請を行わないと言っている方も居られるわけです。そういう方にはぜひとも、特には収入にはなりませんからぜひ申請して下さいということはいっていただきたいというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今月末で約8割の方については給付が完了しますので、残りの2割の方につきましても、今議員がおっしゃるような内容も含めまして申請していただくような周知を行っていきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

マイナンバーの関係ですが、いまニュースでも暗証番号を忘れたとかいろいろやっています。それから役所の方でのチェックがものすごく大変だというようなことも。だから申請書を郵送で送ってもらった方が簡単にミスもなく出来ると。

もう一つは、振込を別の口座に間違えて振り込んだりということもあっているようなことですが、本町についてはそういうことはありませんか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、本町におけますオンライン申請につきましては、現在のところ82件ございます。その内容につきましては適正になっておりまして、第1回目の振込については82件の内72件は第1回目の方で振り込まれるようになっていきますので、適正に処理をしております。

また、オンラインについていろいろ問合せは確かにあつていまして、その電話対応の中では、上手くいかないようであれば郵便での申請を行っていただくようなことを伝えてはいます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もう一つ、申請書の中身ですが、希望する欄は少し大きくなっていますが、希望しないというような欄がなぜかあります。大臣が手を挙げた人には配るといふようなお話をされたものですからそういうことをされていますが、しかし間違えないように、直方市ではそうい

うチェック欄を外した申請書を配っているというようなこともあります。

鞍手町では既に申請書自体は郵送していますから遅いですが、ただ返って来た中に間違っ
てそういうところにチェックを入れた方も居られるのではないかと、その分はぜひ確かめて、
本当にいないのですかというようなことを確かめていただきたいと思います。どうでしょ
うか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

申請書の欄に不用だというところにチェックがある方については確実に電話を行っており
ます。現実に不用だという方が2名ほどいらっしゃいます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開き下さい。

15款 国庫支出金について、8頁及び9頁について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第39号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しまし
た。

次に、日程第12 議案第40号から日程第14 議案第42号までの3件を一括して議
題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第12 議案第40号から日程第14 議案第42号までの3件につきまして、一括
して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第40号は、令和2年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。

本議案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、本町独自の支援策や国

の緊急経済対策に要する経費等を追加するとともに、イベントの中止等に伴う関連予算を減額するものです。

はじめに歳出のうち新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急経済対策に関する歳出を申し上げますと、3款 民生費において子育て世帯への臨時特別給付金給付費の関連予算で1,891万5千円を、10款 教育費では、国のGIGAスクール構想を実現するため、児童・生徒1人に1台のパソコン端末を配置するための関連予算として、小学校費及び中学校費において情報通信ネットワークシステム構築事業費と情報機器購入事業費の総額7,401万円を追加しています。

次に、本町の緊急独自支援策を申し上げますと、3款 民生費では、町支援分として国費を財源とする子育て世帯への臨時特別給付金（国費分）に児童1人当たり5千円を上乗せして給付する子育て世帯への臨時特別給付金給付費（町支援分）938万円を、ひとり親家庭等を支援するため、児童一人当たり1万円を給付するひとり親家庭等臨時特別給付金給付費として426万5千円追加しています。

4款 衛生費では、水道料金の基本料金6か月分の減免に伴う水道事業会計の減収分を補てんするため、水道事業会計補助金5,400万円を追加するとともに、医療施設等への支援策として、医療・社会福祉施設等環境改善対策費で1,230万9千円を追加しています。

5款 労働費では、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急雇用対策費として、会計年度任用職員の雇用関連経費521万9千円を追加しています。

7款 商工費では、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受け、福岡県持続化緊急支援金の給付対象となった中小企業等を支援するため、持続化支援金給付費3,084万7千円を追加しています。

以上が、本町の緊急独自支援策の概要であります。

最後に新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う大規模イベント等の中止に関連して元気まつり、町民体育祭、町民プール等に関連する予算など総額1,737万8千円減額しています。

一方、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国庫補助金を追加しております。

そして、これらの要因により生じた財源不足5,283万2千円は、財政調整基金から繰り入れることにより歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億9,906万4千円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ100億480万円となっています。

次に日程第13 議案第41号は、令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被保険者に対して傷病手当金を支給することとなったことから、歳出では保険給付費を追加する一方で、感染症拡大防止策として今年度の元気まつりを中止することに伴う関連費用の減額を行って

おります。

歳入では傷病手当金支給に伴う県支出金の追加や事業中止に伴う繰入金の減額を行っております。

その結果、歳入歳出それぞれ4億1,270万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億8,219万円としております。

次に日程第14 議案第42号は、令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号であります。

本議案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、本町独自の支援策を実施することに伴い、補正するものであります。

予算第3条 収益的収入及び支出のうち、収入となる水道事業収益では、営業収益を5,400万円減額し、営業外収益を5,400万円追加しております。これにより水道事業収益の収入全体では、3億5,815万8千円となり予算の増減はありません。

次に支出となる水道事業費用では、営業外費用を1億6,700万円追加しており、水道事業費用の支出全体では、3億4,756万円となっております。

以上が、日程第12 議案第40号から日程第14 議案第42号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第40号について、まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開き下さい。

2款 総務費及び3款 民生費について、10頁から17頁まで質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

これは新聞報道等に出ていた鞍手町独自の特別給付金だというふうに理解出来ると思いません。

まず、議案に入ります前に1つ確認したいのですが、2第福児第175号という文書、令和2年5月18日付けで町独自に5,000円を上乗せして支給しますというふうに、児童手当対象児童一人につき町独自に5,000円を上乗せして支給しますという文書が発送されているというふうに聞いております。

この5,000円と予算で上がっている5,000円は違うのか、同じなのか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

先程ご指摘のありました文書の5,000円と、予算計上している5,000円は同じも

のでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

今日審議するのでしょうか。違うのですか。

今日予算を審議するのではないですか。出せるのですか。こんな文書。これは議会軽視になるのではないですか。どうなんですか。

その辺をまずきちんと整備していただかないと、折角いいことをやっているにも拘わらず議案の審議が出来ないですよ、違いますか。

町長はよくルールだ、規則だというふうにおっしゃっています。今日の議案で出ている5,000円と、上乘せする5,000円が違うというのであれば納得出来ますし理解も出来ません。

ただ、今の答えでいうと、今日、今から審議しなければいけない予算に上がっているものに対して、もう既に該当される方々にはこれが出回っている、どう説明するのですか。議会軽視も甚だしい、その辺をどのように説明するのか、納得行く理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いまご指摘のとおり令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の給付についてのお知らせ、これは令和2年5月18日付けで対象の方に送付をしております。

この内容につきましては、議員もご承知のとおり5月1日付けで議長に内容を説明した上で記者会見を行い、町の方針として上げたものであります。それによって新聞報道等にも行っておりますし、またホームページに記載する際にも議長に前もってお知らせをし、またご了承をいただいた上でホームページもその方針として記載をしている内容であります。

ただ、議員がご指摘のとおり、これを直接対象の家庭に送りましたということになりますと、まだ予算も通っていないのにいかななものかというようなことも当然ながらご指摘のとおりだというふうには思います。

ただ、議員がこの資料をお持ちしているとは思いますが、この裏ページには尚書きとして、現時点、令和2年5月18日現在で本給付金に関する町の予算は成立していないため、給付金は町の予算が成立してからの支給となりますということで、尚書きとしてはここに記載をさせていただいております。そういったことから当然ながら町の予算が成立した上でこの給付は行いますということで、この資料としては作成をしておりますが、ご指摘のとおり十分に反省をする必要があると思いますので、以後気を付けてこういうことがないように、またご指摘を受けないように気を付けて行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

町長、その資料の中に出ているというか、これはただのチラシですよ。本来であればこの文章の中に5月20日の臨時会云々とか、5月中旬の臨時会云々とか、それで予算が成立した後にこれが確定するなりといったような文章の表現があってしかるべき文章だったのだと思います。

最後にお断りの一言がありましたので、しっかりと反省していただいて、このようなことが2度とないようにということでありますので、その部分だけもう一回確認を取らせて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この給付のお知らせにつきましては、5月28日が申し出の期限となっています。そういったことも含めて、早急な通知が必要ということもありました。しかしながら先程来言いましたように、議員の方々に誤解を生じさせてしまったということにつきましては、反省するところでもありますので、今後そういうことがないように気を付けて行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

15頁から17頁にかけてですが、まず国が1万円を上乗せする、そして児童手当に関して対象者に対しては一人5,000円を町が上乗せすると。更にひとり親家庭に関しては更に1万円を追加するというので、トータル2万5,000円になるというふうに理解しているのか、それともそこを分離して考えるのかといったことについて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

まず、国からの1万円、児童手当に上乗せされます1万円と町独自で5,000円助成する世帯、これは同一世帯という形になるのですが、児童手当、令和2年3月31日時点でその受給資格のある児童に対して1万円と5,000円を支給するということになります。

年齢的に申しますと、平成16年4月生まれの方から令和2年3月31日生まれの方というふうになります。ひょっとしたら今現在高校生になっていらっしゃる方もいるかと思いますが、その方まで対象ということになります。

一方、ひとり親家庭の支給対象ですが、これが先程申し上げました1万円と5,000円の対象世帯と同一のものではなく、16歳、17歳、18歳、児童扶養手当をもらっていら

っしやる16歳から18歳までの方については児童手当及び1万円と5,000円の上乗せの対象にはなっていないということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと、いずれにしろ町が独自に支給する分と国の分と合わせて合算していただけるようになるというふうに思います。

結局、この前の議案で出た10万円の給付金がありますね。その基準日、それからこの児童手当の基準日に漏れる新生児の方が全部漏れるわけです。

本町がせっかく子育て支援といったものに町長は普段から力を入れていらっしゃると思います。そうすると、どっちを対象にするのか分かりませんが、例えば10万円の給付金の基準日である4月27日前後に生まれた子、この子も26日とか25日とかで生まれていたら27日に対象ですが、既に生まれているけれども対象外になっている可能性はあるでしょう。

そういった方とか、これから先、生まれて来る子ども達、例えばこの1年間、今年度等で生まれて来る新生児の方々には、僕は鞍手町独自でやはり10万円給付すべきではないかなというふうにと思いますが、鞍手町での新生児がどの程度の人数になるのか分かりませんが、さほど多くない人数だと思います。従って、そういった今年度の10万円の支給から外れる、基準日からは外れるのですが、これから生まれて来る鞍手町の宝ですよ。新生児は。その子達に鞍手町独自の10万円の給付金をすべきだというふうにと思いますが、その辺は検討したのか、していないのか、更に今後2次予算、3次補正等々でその辺を考えるのか否か、その辺を確認したいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず10万円の定額給付金の基準日についてお答えさせていただきます。

あくまでも国が示している基準日は4月27日現在です。先程、例えば25日とか26日に生まれた新生児が、届出が27日以降であっても基準日の前に生まれた新生児については、これは対象になるようになっています。

ただ、27日より28日以降に生まれた方については、これはあくまでも基準日が27日ですので、これは対象にならないというふうになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

それは国が決めた指定日でしょう。今は議案的には鞍手町独自支援のことなのでしょう。予算として。だから、それから今年度中に生まれた子どもさんに対しても、新生児に対しても同じように10万円の支給をしたらいかがですかと言っているのです。それを検討したの

かと聞いているのです。わかりますか。質問の主旨。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

基準日以降に生まれた子どもさんに対する国の定額給付金10万円の支給を町独自ではどうかという質問に対してですが、その検討については当町としてはしておりません。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

同じ学年の子ども達になるわけですね。そして日頃から子育て支援といったことに対して力強く推進していこうとしている町長、それらを考えますと早急にそういった中身を検討していただいて、ぜひ新生児に対しても今年度、来年の3月31日までにお生まれになる新生児の方々には10万円の給付といったものを鞍手町独自でやるべきではないかなというふうに思いますし、2次補正、3次補正を付けてでも早急に検討していただきたいし、まず、検討すべき案件ではないのかな。子ども達の将来のこと、鞍手町の将来のこと、子育て支援といったものを重要視していると、普段から言っている町長であればその辺は検討してしかるべきだというふうに当職は考えるが、今後検討する予定になっていないとしても、ぜひとも検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議論、ご指摘の趣旨については理解が出来ます。今後3次補正等、また国の方も2次補正を考えているということでもありますので、ご指摘の件につきましては、町としても検討していきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

11頁で社会福祉総務費の報酬のところですが、会計年度任用職員報酬で142万1千円が上がっています。これはコロナの関係で緊急に雇用するといったものとは別なんですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

これに関しましては、コロナ関連で採用する職員の予算ではありません。

いま、福祉人権課の方で職員が休暇に入っていますので、その代わりに要する職員の報酬を計上させていただいています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

15頁と17頁も関連するのですが、先程から出ています1万円、5,000円の話ですが、これは定額ですか、それともひと月いくらという形なんでしょうか。何ヶ月分かまとめてもらいますよね。児童手当とかは。じゃなくてただ単にひと月いくらではなくて5,000円と1万円だけプラスするのかというのを。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、対象児童1人あたり国が1万円、これは1回限りです。それと同様に町の支援分として5,000円、これも1回限りでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

4款 衛生費及び5款 労働費について、16頁から19頁まで質疑はありませんか。
西藤議員。

○11番 西藤 典子君

今のところですが、1,230万円の医療社会福祉施設等環境改善対策費と上げられておりまして、その資料の中には従業者の医療施設とか社会福祉施設とか、放課後児童クラブなども含めまして従業者の処遇改善とか、環境改善のために一律10万円を交付しますと書いています。

他市町村などの例を見ますと、例えば、学童保育、学童児童クラブの従業者の方に一人3万円とか、危険手当といいますが、慰労金といいますが、そういったことで支給しているところもあるようです。

鞍手町としては特にそういうことは設けられていないようですが、この10万につきましては、そういうふうな運営主体の判断によって使っているのかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

今回医療提供機関、それから社会福祉施設に対しまして一律10万円につきましては、町内にあります開業医の方々が5医療機関あります。それから歯科医院が6歯科医院ございます。合わせて11の医療提供機関、それと、くらで病院の方が4月より発熱外来の設置をさ

れております。合わせまして、いま西藤議員が言われました学童保育所等を含めまして社会福祉施設等、見込では町内60事業所ということで計算いたしまして今回一律の10万円ということにしております。

この分につきましては、いま西藤議員が言われますように極力それぞれの施設、事業所の方である程度自由な裁量で使っていただくようにというところでは考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

19頁の労働費で、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用対策費ということで、町の説明では、内定取り消し等にあった町民を対象に会計年度任用職員として雇用するということですが、実際に内定取り消しにあった方等というのは何人おられて、何名雇用されるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

町内に新型コロナウイルス感染症によりまして、就職内定を取り消された方がどれぐらいいるかというのは、町としては把握は出来ておりません。

今回緊急雇用の分につきましては3名を予定しております。そして、応募資格としましては、只今申しましたコロナ感染症によりまして就職の内定が取り消された方、又は、感染症の影響によりまして離職を余儀なくされた方を対象としております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

内定取り消しは分かるのですが、離職を余儀なくされた方、それはどこで確認されるのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

例えば事業所等の解雇通知とか、そういうところで確認をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から10款 教育費まで、20頁から27頁まで質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

21頁の第7款 持続化給付金の費用に関してお聞かせ下さい。

これを中小企業、過去法人だったり個人だったりを支援するための給付金だと思いますが、どれぐらいの件数の申告を想定した予算付なのかをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

いま、支援金3,075万を見込んでいる数字としましては、法人86社、個人、これはフリーランスを含みますが74人を見込んでおります。

法人については25万上限、個人については12万5千円を上限ということで考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

まず福岡県の方に申告してから、その後鞍手町の方で申告するという形だと思いますが、申告を鞍手町の方でされた方に対して、そこから入金されるまでどれぐらいの期間で入金されるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

今回の対象にしておりますものにつきましては、県の持続化緊急支援金の寄附を確実に受ける、或いは受けた者ということですので、その通知があれば出来るだけ早く支給出来るというふうに考えております。

ただ、日数については一概にはなかなか言えませんけれども、最短で出来るだけ早くするように考えております。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

これは県対象になっているのですが、国からも給付金が出るとは思いますが、国に申請して、国から給付金をいただいた方は対象に入っていないのですが、国からの方も申告して給付金をいただいた方は、今後鞍手町の方ではこういった形で給付金を申告したら鞍手町の方はそういった方にも申込みだったり、支援をするのを考えているのかどうかというのをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

まず私の方から、なぜ福岡県の支援のみに至ったのか、国の持続化給付金の給付者には町の方は支援していないと、この理由についてご説明をさせていただきます。

国の方は、50%以上の減少率というのを見込んで持続化給付金の対象にしておりますが、この給付額が法人にあっては200万円、個人にあっては100万円というふうな額が提示されております。

一方、福岡県につきましては、財源の範囲の中で30%以上、50%未満の事業者について国の4分の1であります法人50万円、個人が25万円というふうになっております。この金額の差を見た時に、やはり4分の1では少し足りないのではないだろうかということで、町の方としましては県と強調する形での支援を今回行わせていただいております。

これによりまして、法人にあっては上限額は県と合わせて75万円、個人にあっては37万5千円となります。

今後のことについては町長の方をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今後につきましては、中小企業のみならず、また個人事業の皆様が非常に困窮しているというような状況にあるというふうに報道等では言われております。

当町においても商工会と連携を密にしながら支援ニーズを見極めて行きたいというふうに考えております。今後国の2次補正があるとなれば、その中での財源を確保しながら出来る限りの支援策をして行きたいというふうには考えております。

いずれにしましても、どういうニーズがあるかというのを把握するのが一番でもありますので、商工会との連携を密にしていきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

同じところですが、確認させて下さい。申請出来る条件というのは、要するに30%から50%の範囲内の事業者さんが鞍手町にだけ申請というのは出来ないというふうに今の説明からだったら取れるのですが、そう判断した理由はなんですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

まず鞍手町だけの申請をするならば、内の条件であれば当然県の支給対象になりますので、当然それは申請していただいた方が得になると思います。

1つは、福岡県からの申請が受け入れられて給付されるということで、その認定がスピード感をもって出来るというふうに私共も考えて県と協調というふうな形を取らしてもらっています。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

もう少し聞きたいのですが、3回ですので別の所をお聞きします。

21頁のため池の関係、それから23頁の道路関係の予算がそれぞれ170万円程度と、470万円程度減額されていますが、安全性と言ったことを考えた場合に差し障りがないのか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

今回予算減額しているものについては、今回の新型コロナウイルスの感染症対策に係る予算確保のために本来するべきであったところですが、次年度までちょっと回して今回予算を確保するという形で落としております。以上です。安全性は大丈夫です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

23頁の教育費の教育振興費の備品購入費で4,400万円程度上がっています。現在学校自身は休校中だと思いますが、いつから学校が始まるのか、もしそれが答えられるのであればその時期と、この資金使途について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

備品購入費についてお答えいたします。

これはGIGAスクール構想の中でのタブレット購入費ということで、小学生につきましては、児童が721台、学級分49台、予備36台ということで、全部で806台の児童、また関係者のタブレット購入費として計上しております。

学校の再開につきましては、小学校につきましては5月20日、本日から25日まで分散登校ということで、地区別で行っているところでございます。再開につきましては、5月26日からの火曜日から再開ということになります。

中学校につきましては、5月18日の月曜日から22日、今週の金曜日まで分散登校ということで、学年別で登校を行っているところでございます。

それと、全面の再開につきましては、来週の5月25日から学校につきましては、再開となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

確認ですが、一項目につき3回までですね。

21頁、先程の持続化支援給付金の関係ですが、先程町長はニーズを調べた上でというようにお話しだったのですが、ニーズは100%あります。どれだけひっ迫しているかというのを調べるのが町の仕事ではないですか。そしたら、これだけ大変だから支援がまだまだ足りないねとか、もっとこれだけの支援をしてあげないといけないとかというのが広がって来るのではないのでしょうか。その点についてもう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま宇田川議員がご指摘のとおりだと思います。私も町内の飲食店でテイクアウトしたりした際には、お話しを聞くことがあります。非常に苦慮しているという話は聞いております。ただしかながら町の方に特段困窮したというような相談がまだまだあがって来ていないというのも1つあります。そういったことから、商工会と連携をしながらどのような状況なのかというのをもう少し的確に判断するために、先程はニーズをというような言葉を使いながら説明をさせていただきました。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

いま福岡県が緊急事態宣言解除になりましたが、例えば夜の居酒屋とか接待を伴わないバーとか、今いろいろと苦情があがったりしています。そういった中で鞍手町でも商工会と連携してテイクアウトを進めて来たりとかされてありましたが、いま緊急事態宣言が解除されてお店を再開しますというようなところもちろほら聞いております。

それに当たって、ここになるのかどうかは分かりませんが、きちっとした指導というか、感染予防対策が出来ているのかどうかという確認を同時にしないといけないのではないだろうかというふうに思いますが、それについては。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

コロナの対策本部の事務局は保険健康課の方がしておりますので私の方からお答えさせていただきます。

いま宇田川議員がおっしゃいますように、5月14日付けで福岡県の方は緊急事態宣言が解除ということになりまして、合わせてその日の夜福岡県の小川知事の方から緊急事態措置の解除の分の文書も来ています。

一般的によくニュースでも見られると思いますが、やはり緊急事態が解除されたからといって今までの生活というか、よく言われる3つの密ですね。密接、密閉、密集というところはこれから先も気を付けてというようなところで通知の文書の中にも書いています。

ただ、町内のそういった、特に飲食店、夜のお店も含めてですが、そういったところも当然本町の方が指導を今後も引き続きということでは、今後もホームページ等、それから広報等を使って周知はしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

いずれにしても、なかなか100%の感染予防対策というのは無理だということですが、それにしてもやはりお店を開けないと持続が難しいということばかりだと思います。解除されたとしても、お店を開けたとしてもやはりお客さんの方が、いやちょっとコロナが怖いからということで、すぐに客足が戻るわけでもないと思いますので、今回限りではなくて、ぜひ続けていただきたいと。

もう一つは、この事業者に配る給付金については、これは収入として上げるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

これは国、県とも収入として上げるということになっています。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

3回終わりましたので次に移ります。

一応今のことですが、収入を上げたとしてもなかなか税金を払うという程のものではないということが他の所でも聞かれますので、おそらく鞍手町もそういうことだろうというふうに思います。

次に、町民体育祭費、それから体育総合施設管理費等、こういうものを中止するということが減額になっていますが、これは私も初めて聞いたのですが、町民の中ではこういうふうに思っていない方がいます。特に、これだけに限らず、例えば春の清掃デーも今度いつしようかと自治会で話そうとしたら、いやこれは聞いたら中止になりましたという話もありましたし、何の行事が中止になって、何をやろうとしているのかというのが全く分からないのです。それはどういうふうに説明されますか。これだけでなく、全体的に。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ここに上げています、ご質問がありました町民体育祭につきましては、事前に実行委員会

の方でお尋ねをしております。その中でやはりこういうコロナが蔓延し、生活が困窮している方達もあるので、それが町の独自策として支援する分についてはやはりその方がいいだろうというような了承をいただいた上で今回予算を計上させていただいております。

この周知につきましては、この議会がとおりましたら広報等でまた周知をして行きたいというふうにも思いますし、私自身もメッセージの中に折り込みながら住民の方達に知っていただきたいというふうにも思っています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

23頁ですが、先程ありました備品購入費でタブレットを860台買うということですが、今後第2波、第3波も懸念される部分でもあります。となればまた学校休業ということも考えられるわけで、そして今自宅においてインターネットで授業を行うとかということも模索されているところでもありますから、とすれば、自宅にワイファイの環境が整えられるのかどうかということもあると思います。その点については教育環境を今後どういうふうを考えているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

いま宇田川議員からご質問受けましたことについてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、現状ではパソコンの出来る環境というのがそれぞれの児童生徒の方のお家にあるということは、全ての方にはないというのは把握しておりますし、今、各家庭におきまして、アンケートを取りながら、どういう状況かというのを確認したいと思っております。その上で今後の通信を使った教育が出来るかどうかというのを検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

よろしく願いいたします。

それと同じ23頁の消防費です。避難所衛生環境対策費で319万7千円ついていますが、避難所のワンタッチパーティション、マスク等の購入というふうにはありますが、先程から言われています三密を避けるためには、いまの避難所の定数でいいのかというような問題もあると思います。

先日フィリピンで台風が来た時に定数を半分にしましたというようなこともニュースであっていましたが、三密を避けるために避難所の開設についてはどういうふうを考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

これまでの鞍手町の避難所開設の状況では、中央公民館の方で対応をしておりました。今後は中央公民館と合わせて町立体育館の方も活用して、この三密を避けていかなければというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

新谷議員。

○5番 新谷 留晴君

23頁ですが、備品購入費4,400万円余り計上されていますが、先程からタブレット等のお話がありますが、基本教育というのは対面で教育するのが一番可能だと思います。町長の方にも確認しましたが、児童クラブ等と割当て分散して教育をしているということを知りましたが、児童クラブに行かれない子どももおると思います。

教育委員会の方で、机にアクリル板を張るとか、消毒、マスクはもちろんのことでしょうけれども、第2、第3の感染も十分考えられます。

タブレット等で教育するのもいいかと思いますが、これは真の教育にならないと思います。

まず、現状子ども達は運動が出来ていない。学力も当然低下していきますし、身体能力も落ちてくる。

教育委員会の方でその辺を煮詰めて小中学校、その辺をどこまで真剣に、国が指示するから学校を閉鎖します。国が許可したので開校します。そういうことでなくて、鞍手町独自の計画が全く見えないのです。

幾度か古後課長の方にお伺いしていろいろ事情を聞きましたが、今のところ何の成果も出ていない、町長が各小学校等に行かれて、そういった分散計画をしていただくようお願いに上がったというふうに聞いています。それは非常にいいことだと。けれどもどれだけ実行出来ているかなんです。

もっと教育というものを真剣に捉えていただきたい、言われるからやる、言わないからやらないでなくて、とにかくうちの近所にも子ども達がありますが、外で遊べないのです。うちでは何の教育も出来ない。

今ひとつ、これはお願いですが、鞍手町独自の案を出して下さい。言われる前に。よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

答弁はありますか。

○5番 新谷 留晴君

答弁はいいです。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

新谷議員の方からご指摘を受けましたので、ちょっと現状の方をご紹介したいと思います。

本日から小学校が分散登校ということでなっています。私も教育長もそちらの現場に午前中に行けなかったのですが、各小学校の現状をお知らせします。

西川小学校は机と机の間のフィールドシートを張って、机の間隔を開けて授業ができるようにしております。

剣北小学校につきましては、まず校舎に入らないで体育館の方に入って検温をして校舎の中に入るということをしております。

剣南小学校につきましては、新一年生が今日から本格的に分散ではありますが来るということで、入口の方に新入学おめでとうという看板を立てるなど、学校の方では出来ることの範囲を工夫しながらやっているということでございます。

私どもも各学校の校長先生を中心にした教育につきまして支援をして行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

歳入に入ります、

8頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

8頁から9頁まで質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

9頁の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、国全体で1兆円としていまして、鞍手町は9,434万ですね。

先程も町長も言われていましたが、今の支援だけでも全然足りないというふうに認識されていると思います。国の予算自体も1兆円でも全然少ないのですね。北海道もそういう問題が出ていましたが、ですから、ぜひ地方からも国に対してもっと予算を増やしてやってくれという要請をぜひやっていただきたいと。これは緊急にやっていただきたいと思います。

これについてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先日知事会を含めて6会長会だったと思いますが、政府の方に要請をしたというような記事が報道等であってました。その中で、臨時交付金については地方に2兆円を配布するようというようにも書かれていたように思います。

そういったことから、それがどの程度政府に届いたのか、実際に2兆円が来るかどうか

今のところ定かではありませんが、その記事の中では、今回は都市部に重点を置くだとか、県の方に配分を増やそうかというような記事の内容だったように思います。そういったことから2兆円ということで一次補正に比べれば倍額の臨時交付金になったとしても、なかなか市町村の方には大きな増額にはならないかなというふうに1つは思います。

同時に、この歳入の中を見ていただければ分かると思いますが、国からは9,434万円ほど、また先程もご質問がありましたように、運動会、その他イベントを中止したり、工事費を削減することで1,700万円ほどを捻出したりだとか、また後GIGAスクール構想も含めて財政調整基金で5,200万円ほど繰り出すというようなことになっていまして、なかなか本町の財政状況を考えますと非常に厳しい中でもいろいろ工夫をしながら捻出をしているというところですよ。

そういったところから、国の2次補正の、出来ればその臨時交付金を中心として町としても独自策を今後検討して行きたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ、今のままではやはり支援が足りないというふうに私も思います。ですから、いま町長が言われたように、今後独自の支援策をぜひ考えていただきたいし、もう一つは第2、第3の感染拡大予防措置を密にやっつけていかないといけないというふうに思うわけです。

いま緊急事態宣言が解除されて、学校も再開するとしているような状況ですけれども、給食はどうなっているのかとか、いろいろ町民の中で疑問だとか、不安だとかいろいろあるわけですよ。それがやっぱり町が吸い上げて、それに対しての支援策を練り上げていかないといけない。

臨時会で、一般質問ではないので大分広がって申し訳ないのですが、今回の新型コロナウイルスに対する支援策、そして感染拡大予防という点では、やはり今以上に力を入れていただきたいというふうに思いますが、給食の再開も含めてもう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この新型コロナウイルスにつきましては、政府が発出したように緊急事態であります。そういったことから、今までとは違うものだというふうな認識しております。

5月14日に緊急事態宣言が解除されましたが、コロナ以前の生活に戻るには今しばらく時間がかかるだろうというふうにも思いますし、時間が経って、じゃあ以前のようなかというと、今のところは新しい生活様式というような言葉が新聞報道等でも言われていますように、いま皆さんがマスクをしているように、マスクを付けるようにだとか、ソーシャルディスタンス、きちんと2メートルの間隔を空けましょうとか、手洗いを頻繁にしましょうとか、なかなか今まで生活の中になかったようなことを今後は必要とされるというふうな

ことは思います。

そういった中で、いま経済活動自体も停滞をしていますし、今後はすぐにV字回復をするというようなことにもなかなか難しいかなというふうに思います。

そういった意味で先程来質問がありますように、2次、3次を考えて行く必要があるのではないかというようなことは私自身も考えてはおります。しかしながら鞍手町の財政状況を考えますと、なかなかこの辺も厳しいところがあります。

財調自体も潤沢にあるわけではありませんし、必要な事業はやっていかないといけないということもあります。そういった中で行政内部でもいろいろな知恵を働かせながら、住民の方達に満足していただけるような施策なり、対策支援を今後考えて行きたいというふうに思っています。

給食については教育課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

給食の再開についてご説明いたします。

小学校につきましては、6月1日から3日までを簡易給食、「パン、牛乳と一品のおかず」。6月4日から通常給食と考えております。

中学校につきましては、5月28日から29日が簡易給食の「パンと牛乳のみ」と、6月1日から3日までは小学校と同じように「パン、牛乳と一品のおかず」、通常給食につきましては、小学校と同じように6月4日からというふうに計画しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

先程からもありましたように、これがいつまで続くか分からない状況で、今回5,283万の財政調整基金の繰入れが行われていますが、後どのくらいこのお金が残っているのかお聞きしたいと思います。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

今回の補正で繰入後の残高が5億3,702万8千円となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

今回の臨時会開催についてですが、町は報道機関だったり、ホームページに新型コロナウイルス感染に関する対策として独自の支援策を公表したのはいつごろですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回の独自支援策の記者会見につきましては、4月30日に記者会見、新聞4者の方々にお集まりをいただいて発表しています。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

新聞に関しましては、私が見たのが5月1日掲載見ました。ホームページは鞍手町役場のホームページを5月7日に確認しました。

先程も宇田川議員が言っていたと思いますが、第2波、第3波を想定した上で動いて行かないといけないと思うのですが、本日の臨時会開催まで多くの時間を費やしたと思います。今後第2波、第3波が来るという可能性もありますので、もっと早くに臨時会を召集すべきだったのではないかなと思いますが、町長はどのようなお考えかをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私自身はもう少し早くというような気持ちはありました。しかし行政内部の方でスケジュールを組んで事務手続き等をしますと鞍手町ではこの20日というのがギリギリのタイムでした。これ以上遅らすことは出来ないし、また臨時交付金の実施計画が第1回の締め切りが5月20日、本日となっています。それに間に合わすことで先行的に臨時交付金の支給を受けれるというようなこともありましたので、この5月20日をギリギリの限度として、行政内部としては事務手続きは速やかに進めたところです。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

限られた予算内の中で町独自の支援策といったものに取り組まれた努力に対しましては非常に敬意を表したいと思います。

ただ、この中で1つ、私も思いも回らなかった部分ですが、いま困窮している大学生というのもよく報道で上げられています。今回の町独自の支援策の中にはそういったものが含まれておりません。せっかく勉学に励んでいるそういった学生達というのは近々の日本社会に

とっての大切な人材になり得ます。従って、そういった学生に対する町独自の支援策といったものについてはぜひ積極的に検討していただきたいし、ぜひ積極的にそういった子ども達に対する支援、支給といったものについても手厚く行っていただきたい、そういった予算がどうしても捻出が難しいのであれば県や国に早急に発してでもその分を確保していくといったぐらいの気合いを持って今後町政運営に当たっていただきたいと思いますが、町長の考えを確認させて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今回の2号補正を編成するにあたって、いま議員がご指摘になりました学生の困窮に対する支援については想定をしておりませんでした。特に最近報道等によくこの学生等の困窮については報道されております。従って、そういった方達も多くいらっしゃるというようなことは想定はされます。しかしながら鞍手町に大学があるわけではありませんし、実際にどれぐらい大学生の方達が自立し、生活をし、困窮しているかというようなところをどのようにして察知すればいいかと、どういう人達、学生がいるのかということについてもなかなか把握しづらいところがあります。

そういったことと同時に、先程来お話しをしていますように財調にも限りがあります。今回1, 700万円ほどの予算を落としてでの支援策でもあります。そういったことから、なかなか財政的にも厳しいところがありますので、繰り返しになりますが、国の臨時交付金ももしも今後政府の方で支給されるということになりましたら今後の支援策としては、いま議員がご指摘の案も含めましていろいろと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

その子達にとっては本町が故郷ですよ。ここが何人いるか把握が出来ないと。努力すれば把握は出来るでしょうが。こういった気持ちでその子達を応援するのだ、故郷として支えていくのだといった気持ちがまず大事であって、そういったことで努力をぜひしていただきたいという気持ちをこめて言っているのですよ。従ってそういった把握がしづらいとか、そういったことではなくて、鞍手町の出身者で現在大学に通っている、若しくは県外に行っている子ども達というのはたった4年度のことですから把握出来ないことはないと思います。

従って、そういった努力をしていただいて、必要に応じてその子達にも退学にならないように町の方から発信をして、そういった困窮であれば何とか支援をするのだといった姿勢をまず示すのだといった思いをまず含めていただきたいというふうにも思いますし、今後もちろん限られた予算というのは十分理解しておりますので、2次補正、3次補正、国のそういったものがあるときにはぜひこういった、困窮した学生達にも救いの手を伸ばすのだといった思いは常に持っておいいただきたいというふうに思います。

故郷鞍手から、その子達がまたこの町に帰って来たときに、本当に鞍手出身で良かったと言われるぐらいの思いでおっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、町長もう一度何とか努力をしたいといった、先程気持ちがくみたいですので、もう一度確認させて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今の田中議員のご質問ですが、鞍手に在住して、尚かつここから大学に行かされている生徒さんに対する支援なのか、県外、要するに町から出て行った方達が、例えば、東京にいる学生さん達に対して支援をすべきというようなことなのか、なかなかその辺、今の質問ではよく分かりませんが、少なくともどのように把握していくかと、制度の構築して行く上でどのように把握していくかというのは、いま単にお聞きした中ではなかなか私の中では想定しにくいところがあります。

というのも、個人情報という1つの法律がありますので、どのような形でそういう情報を収集して行くかについては、なかなか今私の中では思い浮かばないところがあります。そういったものも行政の内部で精査しながら、それが確実に把握出来るのかどうか、そういったことを検討し、制度として成立するとすれば、いま田中議員が言われたことも参考にしながら次の独自案を作成することが出来るとすればその中で検討して行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

議長の方から一言申し上げたいと思います。

本来議案質疑でありますから、議案に沿って質問を出していただかなければならないところですが、今回は緊急するコロナ対策に対する臨時議会ということがありましたものですから、かなり一般質問的な意見等も含めて皆さんに意見を出していただきました。

これは、執行部の方は了承していただきたいというふうに思いますし、緊急を要する問題ですから議員も執行部と力を合わせてコロナ対策に対応していかなければならないという思いで執行部の皆さん受け止めていただきたいというふうに思います。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第40号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

傷病手当のための支出は432万となっています。これの歳入の中には特別交付金というのがあります。同じ額が国から来ると思いますが、特別調整交付金というのがあるわけですね。それでこのような予算措置がされていると思うのですが、議案第35号の中にこういうのがあるのです。

条例の改正ですが、その中の2です。前項の規定により町が支出した金額は当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収すると書いてあるのです。

こういう交付金が付いているのですが、支出した分については事業所の事業主から徴収するというのはどういうことなのかお伺いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

まず議案の第41号の方の傷病手当金については、いま西藤議員がおっしゃるように全額国費で賄われます10分の10の補助で来ます。

議案第35号の附則の第4条の第2項のことをおっしゃったと思いますが、これはすみません、内容を後から確認して回答させていただきます。

○議長 星 正彦君

西藤議員、それでよろしいでしょうか。

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

国民健康保険税の減免について、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯に対し国民健康保険税の減免を行った場合は国が財政支援すると、こういう連絡がありますね。もし当該の方があった場合はこれは申し入れればいいのでしょうか。どうなっていますか。

○議長 星 正彦君

西藤議員お願いします。

いまは議案第41号ですが、質問していただきましたので税務住民課長が答弁します。

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

国民健康保険税の減免のことだと思いますが、それにつきましては、国の方からも通達があります。それに伴いまして税務住民課の方で、これは条例改正ではございませんので、今回の議案としては上げておりませんが、規則として国保税の減免規則というものが

ございますので、それを改正しまして近日中に告示して減免の対応をしたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第41号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第41号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

議案第42号については水道料金の基本料金を半年間減免するという事なんですが、これを思い付いたきっかけとか、理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これにつきましては、外出の自主規制の要請がありまして、自宅にいる時間が長くなるというようなことがありました。小中高校についても臨時休校ということで子どもさん達も自宅にいる時間が当然長くなるというようなことで、自宅にいることで水道の利用量がどうしても増加していくというようなこともあります。そういったことから、どの家庭に限らず外出の自粛要請は国民でもあり、鞍手町である全町民に対してある意味求めてもいましたので、そういったことから給水戸数全体に基本料金の減免を行うということを決め、予算計上をさせていただいております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

私も大賛成なんですが、ただこれは企業会計ですね。今まで企業会計だから、その中でプラスマイナス収支をしっかりと見ていかないといけないということで、一般会計からの補助をして水道料金を安くしたりだとかということは出来ませんよというのが今までの答弁だったのですが、これについては違法ではありませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これにつきましては、内閣府地方創生推進室の方から新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金についてということで文書が届いております。その中で臨時交付金の適用は新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものは対象になりますというふうにあります。

そういったことから、公営企業会計による事業の取扱いということについても触れております。この中では、私立病院を例にとって上げてはおりますが、一般会計から公営企業会計に繰り入れる際の文言についてもこういうところは注意して下さいというようなこともありましたので、これは今まで企業会計に対する繰入については当然ながらなかなか認めにくいというようなことはありましたが、先程来言っていますように、少なくとも緊急事態の中での住民の生活をどのようにして支えて行くかというようなことから、先程言いました理由によって一般会計から公営企業に対する繰入れも考えたところです。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。ただ、これについては元々コロナに関係なく違法ではないと私は思っております。それだけ確認させてください。元々繰入れるのは違法ではありません。それを理解してやっていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

違法ではないというような議論はあるとは思いますが、先程も言いましたように、これは緊急事態の中での措置というふうに考えておりますので、その辺もご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第42号は総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第42号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより、委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 15時14分

再開 17時42分

○議長 星 正彦君

本日の会議は議案審査の都合によって、特に午後6時30分に繰り下げて開くことにします。

会議を再開します。

日程第4 議案第32号から日程第13 議案第41号までの4件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第32号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

議案第37号 専決処分の承認（令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第35号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

議案第41号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第32号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第37号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第35号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第32号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第37号 専決処分の承認（令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第35号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第31号から日程第14 議案第42号までの8件を一括して議題

とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第31号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）。

議案第33号 専決処分の承認（鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）。

議案第36号 専決処分の承認（令和元年度鞍手町一般会計補正予算 第7号）。

議案第38号 専決処分の承認（令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）。

議案第39号 専決処分の承認（令和2年度鞍手町一般会計補正予算 第1号）。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第34号 鞍手町税条例の一部を改正する条例。

議案第40号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）。

議案第42号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第31号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第31号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第33号 専決処分の承認（鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第36号 専決処分の承認（令和元年度鞍手町一般会計補正予算 第7号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第38号 専決処分の承認（令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 第4号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第38号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第39号 専決処分の承認（令和2年度鞍手町一般会計補正予算 第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第39号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第34号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算 第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算 第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和2年第3回臨時会を閉会します。

閉会 17時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 新 谷 留 晴

議員 篠 原 哲 哉